【講演】 冤罪・死刑・再審

元専修大学法科大学院教授 矢澤 曻治

司会: 矢澤先生はご存じのとおり国際私法のご専攻でありまして、ちょっと簡単な略歴だけ申し上げますと、東北大学の大学院の博士課程に在籍されていらっしゃいます。その間、フランスのストラスブール第三大学の博士課程に留学されて、海外研究もされている。そう言う非常に国際的な側面での研究もされていらっしゃいました。

昭和54年に熊本大学に赴任されまして,講師,助教授を経て,昭和63年ですね。本学の法学部教授となられました。その後,平成16年に法科大学院に移られまして,現在に至っています。

その間、弁護士にご登録をされて実務家としても大変活躍をされております。とりわけ 冤罪 (えんざい) 事件ですね。 冤罪事件についてはほんとにこの、もうわが国を代表する実務家といいますか、法学者、あるいは実務家として非常に、学問、理論というよりもむしろ実践のほうで人権擁護活動をされてきているということは、これは皆さんご存じのとおりでございます。

そうした大変この理論面、学者としての理論面。それから実務家としての実務活動、とりわけ人権保障、人権擁護において大きな功績を残されて、現在もご活躍でございますので、今日は大変興味深い話をお伺いできるというふうに思います。

今日は冤罪ということと, それに関わる死刑廃止制度の問題にも言及されることと存じますので, 大変楽しみにしております。それでは先生どうかよろしくお願いいたします。

皆さんどうも。私の定年退職の機会に今村法律研究室の主宰でこのような機会をつくっていただきましたことについて厚く感謝いたしたいと思います。本来この私のお話は、森住先生とのお話では、今村法律研究室の4~5名程度の人たちでひっそりやりまして、ゆっくりおいしいお酒を飲もうかというような計画でしたけれども、今日のこの教室でこのように大勢の方々がご参集いただきましたことに厚く感



矢澤曻治先生

謝申し上げたいと思います。

私は、昨年の12月に法科大学院のFD研究会の主宰でお話をする機会を持たせていただきました。そのときには、私が弁護士として関与した上告審における訴訟関係の話を特にいたしました。皆さんご存じかと思いますけれども、憲法訴訟の中でも平成13年に最高裁が下した早稲田大学名簿提供事件です。この上告審では、学生の訴訟代理人としまして初めて口頭弁論をす

る機会を得ました。非常にいい経験だったと思います。

その後も住基ネット訴訟、久恒国賠訴訟などもやりましたが、今日はそういう話と離れまして、自分の専門研究分野とはかなりかけ離れた刑事事件、再審ならびに死刑ということをテーマにお話を進めさせていただきたいと思います。あんまり十分な準備をしておりませんので、話が雑駁で、かなり脱線することもあろうかと思いますので、お許しをいただきたいと思います。

今日のお話は、レジュメ、概要のところに記載しましたように、3部構成にしました。第1部は、私が弁護士登録をしてから少年事件とか、それから業務上過失致死事件を担当したことから学んだことを。第2部としましては、冤罪事件についてどのような学習をして、どのようなことを今後その問題についてやりたいというふうに考えて行動してきたか。第3部では、現在でも第二東京弁護士会の人権擁護委員会の死刑廃止検討部会に在籍しておりますけれども、そうしたことで体験しているわが国の再審制度とか、死刑執行制度とかを、過日福岡高裁で再審棄却の決定がなされた飯塚事件を素材に具体的にお話をしていきたいと思います。長い時間であれば、どれだけでも話せるんですけれど、できるだけ簡略化してお話をして、できれば先ほどお話をしました飯塚事件のYouTubeからの画像を皆さんに見ていただきたいと考えております。

1 弁護士登録と業務上過失致死・少年事件

私は、今から32年前に熊本大学法学部から本学に赴任したことは、先ほど紹介が

あった所です。本学の図書館地下に中川 (中川善之助) 文庫がありますが、中川先生に私淑していたということから、当時学部長であり、昨年逝去された泉久雄先生が熊本までおいでになり、是非来て欲しいということで、ベルギーのルーバンカトリック大学への留学が決まっておりましたが、これを断念し本学に奉職したのです。

私が弁護士登録をしましたのは、本学に入職後7年目です。登録日は、平成4年12月の24日、登録番号は22888です。非常にいい番号です。私は、誕生日が2月8日なので恐らく相当程度の認知症を患っても、この番号をあまり忘れることはないだろうと、非常に喜んだ次第でした。中国人の方なんかは、「うらやましい番号だね」というふうに言っておられる方もおられます。

今日は、弁護士バッジをもちろん持っておりますけれど、着装しておりません。 身分登録証というものを持たされるようになってから、裁判所に入るときに徽章を 持たずに入ることができるようになってから、あんまり背広のところに着けるとい うこともしなくなって、多分カバンの袋の中でかびが生えてるかなみたいな、冗談 ですけれども、そんな状態です。

弁護士登録をするときに、審査委員長から「君は家事や民事事件とか渉外事件はできそうだけれども、刑事事件はどうかね」って、いうふうにこう聞かれました。 内心とても、困ったのですけれども、「何とか勉強して頑張りたいと思います」と答えて、その場を取り繕いました。大学時代には、実は、刑法ゼミナールでハンス・ヴェルツェルの目的的行為論みたいなことを学習してきたのですが、ほとんど実務では役に立ちませんでした。残念ながら。

弁護士登録をした後2~3年の問は離婚事件とか相続事件とか、感情訴訟ともいわれる一番嫌いな分野の紛争を担当するだけでした。弁護士というのは、人がやっぱり食わないような事件をやっていかなければいけないかなと思って、嫌になることも多かったんですが。登録して4年目ぐらいの春頃に、ある知人から業務上過失致死事件の依頼がありました。その事件の内容といいますか、事案は非常に簡明でした。自動車の運転免許を取って2週間後ぐらいの青年が友人と一緒にお酒を飲みにいきました。本人はお酒は全く飲めないんですけれども。友人が朝まで飲んだのをそれぞれの家に送り届けた後、自分の家に帰る途中にうとうとと眠って、蛇行している道でハンドル操作をしなかった。その結果としまして、65歳の男性が運転し

ていたスクーターと正面衝突をしまして、そのスクーターのハンドルがその男性の胸、みぞおち辺りに突き刺さりました。もちろん即死でした。

その事件の公判において、手続等はそんなに厄介なことではなかったのですけれども、やはり写真であるとはいえ、被害者の臓器が飛び出していた写真を見たときには、やはり想像を絶するものがありました。検死官とかそういう人は、悪臭とか異臭も嗅いだ上でそういう処理をしておるのに比べると楽であると言えば楽でしょうけれども、やはり2、3日の間食欲が出ないぐらいの感じでした。

現在裁判員制度が行われておりますけれども、裁判員の方々も画素数の多いそういう被害者の写真をもろに見なければならないことを想像しますと、非常に同情を禁じ得ないという状態です。この事件は執行猶予も付かず、実刑1年2月という形でこの男性は市原の交通刑務所に収監されました。

私はこの事件で訴訟事件そのものではなくて、非常に衝撃を受けたことがあります。当時、東京地裁多摩支部というのは八王子にありまして、八王子から徒歩10分ぐらいの距離にありますので、行きも帰りも大体駅から徒歩で往復をしておりました。

1回目の公判期日が終わって、裁判所から出て八王子駅の階段からプラットフォームに降りたときに、突然3人の女性が「人殺しの弁護士」と大きな声で叫びました。3回ぐらい叫んだと思います。周囲にいた人たちはもちろん私のほうをじろじろこう見てという話になるわけですけれども、実は、叫んだ人たちは亡くなった男性の奥さまと2人の娘さんだったんですけれども、そういうことがその後2回ほど続きました。

私自身は被告人の弁護人ですから、そういうふうに批判される筋合いはないと思っていたんですけれども、やはり被害者の感情というのはそういう、自分の夫や父親の被害に対して、弁護人に対しても声を大きくして同様の批判をするという行動に出るってことを初めて思い知らされました。

皆さんご存じのように、オウム真理教の霞ヶ関のサリンの襲撃の犠牲者の、例えば、高橋シズエさんなんかよく被害者の代表者としてマスコミでも取り上げられておりますけれども、ただ、裁判員制度の中で被害者の親族が登場をして、出廷をして、極刑を求めるというようなことについてはやはり私個人自身は非常に理不尽な

ものを感じております。加害者の味方をするわけではありませんけれども、再考していただきたいなというふうにこう考えることもありました。

次は、少年事件です。少年事件は、それまでほとんど受任したことがなかった事件なので、今も鮮明に記憶にあるのです。

中学校の1学期が終わる頃、自分の中学生の息子が体育の授業中に先生を足蹴りにして傷害を負わせた。その結果として警察に通報されて、パトカーが来て、警察に逮捕された。いま、横浜の少年鑑別所にですかね、身柄を拘束されているので、私に何とか対応してほしいという依頼が少年の両親から参りました。

そこで、私はその日の夕方、私鉄、地下鉄を乗り継ぎ横浜市港南区の上大岡駅から徒歩10分ぐらいのところにあります横浜の少年鑑別所に行きました。成年と違いまして鑑別所の場合は、弁護人といいますか、付添人になるんですけれども、鑑別所の職員がいるところを通りまして、付添人のほうが少年のところまで面会に行くという、そういう状況です。もちろん職員は私をじろじろ見て、「何しに来たんだ」みたいな形で見るわけです。少年事件の接見では、よくテレビに出てくるようなアクリル板というような形で、両者が遮断された形で面会するのではなくて、非常にある意味では直接対話するような状況は確保されておりました。その日、少年に会いまして傷害の起きた現場の話を聞きました。けれども、少年は、やはり逮捕されたというようなことで衝撃も強くて、精神的に不安定でした。1回目のその日の話では、少年は自分はやってない。むしろ、先生から暴行を受けたという話を受けました。本当かなと少しは疑い、少年の頭の中央部を見ると、血糊が付いていましたので、ああ、これは確かに誰かから傷害を受けたということを確信しました。

そこで、翌日今度はデジカメを持ち鑑別所に参りました。もちろん、それは少年が受傷したということを立証するために写真を撮るということです。少年の受傷の立証作業といいますか、証拠方法を準備するというのはもちろんその後に行われる家庭裁判所の審判手続で何らかの武器を持ちたいという、そういう必要性によるものです。

その後,少年は家庭裁判所に送致されました。その監護措置を求める審判手続で、中学校の体育の教員が少年から足蹴りをされたという,そういう主張の内容の供述を見ることになりました。

しかし、どうしても学校側の作成した書面、特に教諭の作成した供述書も、それ から医師の診断書も信用はできないと感じました。私は、事実を明らかにしなけれ ばならないという切実な気持ち、心理状態に陥りました。何といいますかね、やら なければならないと強く思ったのです。

その後、この少年事件に対処したときの経験は、その後における他のすべての訴訟事件においても共通に生きることになりました。何といいますかね、必要なことは大変な学習となるんです。やはり少年事件における事案の真実がどこにあるかということを訴訟代理人または付添人として、確実に知る必要があるということですね。

レジュメにも書きましたけれども、概して群盲、差別用語であまり最近は使ってはいけないってことになっていますけれども。「群盲象を評す」みたいな、ばらばら、人さまざまで考え方を見る目も判断するところも違うというような状況の中で、少年なり被告人なり被疑者をどうように対話を確保して対応して、真実を探求していったらいいかという基本的なことを学ぶことになりました。

少年の傷の話に戻りますと、どうも傷がおかしい。この少年の傷。男性ですけれども、乳房の下のところにベルギー王国で有名なマカロンというお菓子があるわけですけれども、そのようなピンク色の丸い傷が付いているんですね。しかし、足蹴りをされて、運動靴を履いて足蹴りされて、ピンク色の丸い傷が付くかなということで、これはおかしいというふうに思いました。内出血の痕もないのです。

そこで、今度は、どうしたら181センチぐらいの体格の教員の胸に155センチぐらいの少年が足蹴り、回し蹴りですけれども、少年がこれをすることができるかということを関係者で集まって役割分担をして実技をやってみて、ビデオに撮影することにしました。

そうしましたら、どうしても足蹴りでそんな高い所に届かないし、届いたとしてもマカロンのように丸い傷が付かないのです。実験に参加した皆がこれはおかしいということになりました。もちろん審判手続でもそのようなことを主張しましたし、その証拠として、事件ビデオの映像も提出しました。そして、少年の打撲により痣が生じたとする診断書を書いた医師にも問題があるのではないかと痛感しました。

そこで、その少年が受傷したことを思い出しました。これはひょっとしたら先生

が、自分が少年に傷を負わせたことを隠蔽(いんぺい)するために少年から傷を受けたように目論んだんじゃないかということを思うようになりました。実際、最終的にはそのような結果になったわけですけれども、法廷には、学校側の校長と教頭、校長はあまり出ていらっしゃらなかったのですけれど、教頭も体育の教諭も、また、医師は診断書だけですけれども、こぞって少年を悪者にして自分たちが正しいということをでっち上げようとしたということが分かりました。

審判廷の裁判長は高齢の方でした。裁判長は、当初少年に愛想もなかったんですけれども、だんだん事態が別の方向に進行することを理解しまして、最終的には、 少年の足蹴りで受傷していたと言い張っていた教諭も自分の供述が虚偽であると認めざるを得なくなりました。

結局,少年は当然のことながら不措置ということになって、普通の世界ではハッピーな結果であったと思います。しかし、少年にとってはそれで済まなかったのがこの事件のある意味では、もっとも重大なことかなと思います。少年は、中学生ですけれども、夏休みも含めると2カ月ぐらいは鑑別所の中に身柄を拘束され、友人からも、また、拘束された関係者、知人あるいは友人の親たちからも先生に暴力を働いた少年であるという白い目で見られていたと感じました。

当時、少年は横浜マリノスのユースサッカーのプレーヤーでした。非常に将来を嘱望されていたというふうに聞いておりました。しかし、この事件の結果、プレーヤーから外されました。非常に残念な事態なので、私は横浜マリノスの事務局とチーム監督のところに行きまして、少年の復帰をお願いしました。結局は駄目でした。この事件は、その当時もそうでしたけれども、現在でも中学校という教育の場でも生徒を悪者にするということが普通に起きているのかなということを強く感じた次第です。教育現場の腐敗ですね。

この事件を担当して、少年の不措置という結果が出ましたけれども、私は、その後少年事件は受任はしませんでした。それはどういう理由であるかということですけれども、当時日弁連と法務省がある奇妙な合意をしました。大人や成年であれば、被疑者や被告人に対しては、24時間弁護人と接見ができるのですけれども、なんと少年事件に関しては鑑別所の職員が職務をする日と時間だけに面会を許すという合意をしたということになりました。そういう話を聞きまして、信じられなかったん

ですけれど、事実はそうです。そうなりますと、私たちのような、法科大学院や法学部の教員でありながら、弁護士の業務を担っている者にとっては、密接な形で少年たちとコンタクトができず、十分な弁護活動ができなくなるということです。その理由で、少年事件は、受任しないことにしたのです。

刑事事件も同様の理由であまり受任をしなくなりました。逮捕後,送検される前に被疑者と接見をして十分な準備をするということがますます困難,不可能になったという事情によるものでした。

ただ、刑事事件はしなかったかといいますと、実はレジュメのとこに東拘という ふうに書きましたけれども。その東京拘置所から何人かの人たちが手紙で自分の事 件の弁護をしてくれという依頼が来ることがありました。

今日のペーパーでは2つ書きまして、ご存じの方もおられるかもしれませんけれども、まず、多摩コンクリート殺人事件と呼ばれている事件です。内縁の妻が夫を殺害した上で、台所の地下というか倉庫に、死体をコンクリート詰めにして埋めたというような事件です。それからいまひとつは、新銀行東京事件です。これは詐欺事件です。私は、これら2つの事件とも冤罪事件だと思っております。それは法律論から見ると、多摩コンクリート殺人事件の場合は訴因といいまして、公訴事実ですけれども、いつ誰がどこで何をどうしたかということをきちんと検察官が主張すべきところをほとんどしていないのです。いつ、どこで被害者が殺されたかも分からない。どういう凶器を使ったかも述べられていない。台所の地下に死体があるから内縁の妻が殺したという、そういう、何ていいますかね。根拠のないそういう事件です。訝しきDNA型鑑定などもありましたが、省略いたします。

この事件についても、たくさん詳細にお話ししたいんですけれど、今日は新銀行東京事件の話をしたいと思います。石原都政というのは、現在の豊洲の市場の問題もそうですけれども、新銀行東京というのも非常に評判の悪い施策でした。都民の血税を担保なしに貸し付けることができるという、そういう銀行でした。そこで多くの都議、それから都議の秘書、それから取り巻き、親戚たちが新銀行東京に群がりまして、結局、新銀行東京は瓦解(がかい)するという話になるわけです。

その瓦解することを何らかの形で、悪い人間がいて、瓦解するような事情が生じ たということをでっち上げる事態が起きます。それが今日紹介する新銀行東京詐欺 事件です。この事件で、真犯人とおぼしき男は、某都市銀行の頭取の息子です。で、その取り巻きが4名ほどいます。主犯、被疑者、被告人とされた男は、ほとんど詐欺事件には実質的に関与していない。ところが、首謀者とおぼしき男とその取り巻きたちが、あいつが詐欺事件の主犯だというふうに言い放つわけです。この教室でいいますと、「矢澤が犯人だ。あいつがボスで彼の指示で私たちは協力して5,000万円を詐取したんだ」というふうにこう共謀して言い放つという、そういう事件でした。

その男性は自白もしていませんし、物的証拠もほとんどない。そこで検察の方が何を有罪の手掛かりにしたかが、法律論で言えば重要なところです。それが、共犯者の証言です。あるいは、共同被告人の証言ということです。検察の主導によって、みんなが「あいつが犯人だ」といういろいろなこうシナリオを組み立てて、首謀者と言われている男の有罪に向けて一致協力して証言をするという、そういうシステムです。

その事件を担当し始めたときに、昔、皆さんもご存じの人もいるかもしれませんけれども、映画では今井正監督が作った『真昼の暗黒』という八海事件を思い出しました。今日は八海事件を著した本を1冊持ってまいりました。この八海事件では阿藤周平という本来無辜の民が犯人とされ、吉岡晃という名だったかな。この男に首謀者にさせられて、その吉岡の取り巻きたちが阿藤ら4人を犯人に仕立てるという、そういう事件でした。もちろん警察は阿藤達に拷問もします。ムツコさんという内縁の妻のアリバイもぶっ壊します。全て阿藤周平の主導で殺したということをでっち上げるというのがこの八海事件の忌まわしき事件の内容です。そこでも利用されたのは、共同被告人の証言という手法です。

本人が自白しても客観的な証拠がなければ有罪にできないというのがわが国の司法の在り方,証拠法の大原則です。それは当然だと思いますけれども,しかし,共同被告人が複数いる場合には,そのような客観的な証拠がなくても有罪にできるという。そういう法理といいますか、テクニックです。

かつて、東大法学部教授であり最高裁の裁判官であった団藤重光氏が非常に批判 しておりましたけれども、昭和26年に起きた練馬事件でも、まさしくそういった法 理が、テクニックが利用されました。この事件では、ある製紙会社で第1労働組合 と第2労働組合のしのぎ合いの中で、第1組合つぶしのためにある男を主犯に仕立て上げて、第2組合の人達がその男を有罪にするために虚偽の証言を積み重ねるということです。

私は、退職に備えて研究室の整理をする過程で棚に残っていた抜刷ですけれども、 法科大学院の紀要であるあるロージャーナルに掲載した論説の一部を皆さんに用意 しました。この紀要では、新銀行東京詐欺事件で用いられた共同被告人の供述を唯 一の証拠とし共謀成立の事実を認定したことは適法でないという、そういうことを 記載しましたが、事件の上告趣意書でも同様のことを書きました。頑張って大部の 趣意書を用意しましたけれども、結果は無為に終わりました。

今から考えますと、やっぱり石原都政を何らかの形で支えるといいますかね。石 原都政の失敗を糊塗するために、検察や警察が被告人を主犯者としてスケープゴー トを提供することに寄与する作業をしたのかなというような想いがいたしました。

この状況は、今日の事態と非常に大きな問題を持つかなと思います。わが国でも アメリカで行われてきた司法取引が認められるように、採用されるようになりまし た。その結果、先ほどお話ししました、共犯者とおぼしき人たちを司法取引の名前、 名目で利用して、犯罪を作り出すというか、犯罪者を仕立て上げるということが容 易にできるのではないかという、そういう懸念といいますか、心配があります。後 から話す飯塚事件のことも考えますとある意味では暗澹たる思いをしております。

レジュメには、さらに、川崎病院女医殺人事件というのを記載しました。これも終末期医療における医師の行為を殺人罪と見るのかという、それとも、正当な医療行為と見るのかという、極めて大きな事件になるんですけれども、時間がちょっとこの問題に触れるためにはありませんので、皆さんのお手元のところに私の著作物を配布、回覧するようにしました。『殺人罪に問われた医師』というのをちょっとばらばらとめくってもらえばよろしいかと思います。

2 法曹倫理と冤罪事件

大学院法学研究科で、私は法曹倫理という授業科目を担当することになりました。 現在でも法科大学院では法曹倫理という授業があります。法曹倫理の授業では、通 常は多くのところでは訴訟代理人として受任した弁護士と依頼人の間の報酬の決め 方をどうするかと、あるいは複数の弁護士がいる事務所の間で、他の弁護士が知り 得た情報をどのように秘匿するかとか、というようなことが話されることが多いと 思います。

しかし、私はそういう法曹倫理の授業の内容の在り方に満足できないので、当時は司法試験に合格するような大学院生もおりましたので、できるだけ司法の在り方をこう真正面から見据えるような内容にしたいというので、研究科長にそういう内容の授業科目を担当できる、具体的には、冤罪事件を対象として、冤罪を担当できる非常勤講師を迎えて、この授業の内容にしたいとお願いをしました。で、認めていただきました。

この授業の担当者として、日本のかなり高名な複数の人々がそれに参集していた だきました。その一人として、まず、後藤昌次郎弁護士です。第二次大戦直後、日 本共産党をぶっ壊す、殲滅したいというアメリカ軍の意向を受けた人たちにより、 日本では多くの列車転覆事件が起きました。三鷹、青梅事件などなどです。それら の中で最も有名な松川事件を担当したのが後藤昌次郎弁護士でした。それから、渡 辺千古弁護士です。戦後まもなく同じように日本共産党の活動を、少しはしょりま すが、現職の市木春秋という警察官が、大分の菅生という村の駐在所をダイナマイ トで爆破するというでっち上げ事件(菅生事件)が起きました。それを弁護した一人 が、今村力三郎総長と同郷の長野県の飯田出身の牧野内武人弁護士が設立した事務 所の所属する渡辺弁護士です。それから今年の2月3日に亡くなられた作家の伊佐 千尋さんです。彼は、『逆転』で大宅賞を受賞し、島田、布川事件などの数多くの冤 罪事件に関する執筆もいたしましたのでその話をしていただきました。私は、大学 の近くの中華料理屋に紹興酒の瓶をキープし、彼と一緒にしばしば飲んだことを懐 かしく偲んでいます。もちろん、その他にも本学の教員の小田中聰樹先生にもお願 いをしましたし、早世された北沢義博弁護士、住吉博教授などで、こうして皆さん で今村力三郎が担当した大逆事件を中心として法曹のあり方を学習することができ る機会となりました。

こうした冤罪事件を勉強して、明治時代からの冤罪ファイルを作成している過程 の中で、その忌まわしさもこう感じるわけですけれども、実際冤罪事件のサポート をする実務をやってみたいなという、そういう気持ちが湧いてきました。 当時, 昨年亡くなられましたけれど香川大学から庭山英雄先生が本学に奉職されました。庭山先生は, 狭山事件の弁護をするために香川から専修大学に来られて, 自宅も事件の起きた狭山のところに設けられました。こうして, 一生懸命にその被告人といいますかね。石川一雄さんの応援をされておりました。私も同じ路線で通学してお話を伺っていたので狭山事件にしようかなと思ったのですけれども, 私の場合は袴田事件ということにしました。

そこで袴田事件、今も、支援しております。この事件では、昭和56年に再審の申立てがなされているので、それらの訴訟資料を読みました。しかし、最終的にはこの事件の再審実務をやるという、弁護団に入れてもらうことは断念しました。

なぜかということですが、袴田事件では非常に政治的な理由で弁護団の間で確執がありました。日弁連でも袴田委員会という委員会が設けられて、支援組織もできました。その委員長は伊藤和夫さんという弁護士でして、この委員会および委員長は1つの再審対応するためのポリシーを決めました。どういうポリシーかといいますと、原審における証拠構造のどういうところに誤りがあるか、どういうところに判断の誤りがあるかということを専らするということです。それは再審請求理由補充書(三)というところに書かれておりまして、この理由書そのものは非常に力作であると評価を受けました。「白鳥決定」や「財田川事件」の総合的評価説に立ち、「徳島ラジオ商殺人事件」の再審決定に基づくものでありました。しかし、約1名の弁護士から強烈な批判がなされるようになります。

その1人の弁護士というのが安倍治夫という弁護士です。生まれたのが1920年、東京大学法学部卒、大学では団藤重光教授の高弟といわれていました。検事に就任をした後、ハーバード大学に入学卒業という、そういう経歴の持ち主の安倍さんです。

安倍さんは、袴田委員会の見解とは異なって、単に原告審の判断の誤りだけを指摘するだけでは駄目である。刑事訴訟法436条6号について、「明らかな証拠を新たに発見したとき」の語句に考慮を払う必要がある、明白かつ新規な証拠というのを主張すべきだという主張をすることになりました。先ほど言いましたように、これが原因となりまして袴田委員会 vs 安倍ということで、袴田委員会は、安倍が作成した書類を裁判所に提出することも拒否するというか、あるいは、妨害するという

ような行動に移ることになります。

安倍さんは、体が少し不自由で、腎臓が悪いので週3回の人工透析もしながらそういう弁護活動をした。ちょっと言い忘れましたけれども、検察官を16年していましたけれども、在職中の検事時代に、吉田岩窟王事件なんかも再審を手掛けてサポートしたなどをした、そういう経歴の持ち主です。

袴田事件では、安倍弁護士は「新規性」とする手段として「新証拠」に何をしようとしたかというとDNA型鑑定ですね。1990年代になりますとイギリスからDNA型鑑定、いわゆるMCT118法というDNA型鑑定法が知られるようになって、日本でも利用され始めます。皆さんもご存じの足利事件でその鑑定法が採用されて、不幸にもその鑑定が誤りであるということが後に分かるわけです。それでも、その当時、安倍弁護士はその鑑定方法の採用を説き続けました。けれども、裁判所も弁護士たちも、理解力が乏しく、その提案を拒否しました。裁判所は、本人である、袴田巌の同意が必要なんだという主張をし続けます。しかし、その頃、袴田巌はもう精神を病んでいるはずですけれども、それでも本人の真摯(しんし)な同意が必要だと主張し続けます。弁護士側は、本人に不利益な鑑定結果が出ても袴田がそれに同意したということが必要であり、その同意がないとそれは違法な行為になるという、そのような論法を用いてDNA型鑑定の採用に反対をし続けたのです。

それでも1993年に安倍治夫弁護士は自分でそうしたことを書面にしました。最終準備書面です。ですから、この書面が出たのが昭和56年で、再審が申し立てられてから既に13年も経ていたということになるのですが、それでも弁護士たちは争いに明け暮れて、ある意味では袴田弁護団が袴田巌のことをあまり考えなかったというふうにいうことができるのかもしれません。

私は、その最終意見書ですね。その最終意見書をある人から提供していただきまして読みました。なぜ袴田事件の再審がこんなに時間がかかって、判断が出せない状態になっているのかという理由の一つが、弁護団における確執にあるということも分かりました。私自身も、どこかの会に出るとしゃべりたいこともありますので、そんなことがたとえ些細であったとしても、袴田の利益にならないとすれば、弁護団の中で少しでもトラブルの原因を作ったりして実務に干渉しないほうがいいかなと考えて断念をした次第です。

その代わりに袴田事件の応援は続けていこうとの想いで、弁護団の方々、とりわけ小川秀世弁護士、西嶋勝彦弁護士、また、袴田巌のお姉さんの秀子さんから訴訟、裁判資料とか写真等を頂いて、さらには、熊本典道元裁判官からもお話をお聞きして、袴田事件がでっち上げ冤罪事件であるということを世に問う書物を出したいと考えました。これが今村法律研究室の主催で、公開シンポジウム「冤罪はいつまで続くのか」を開催し、また、その記録でもある『冤罪はいつまで続くのか』を出版し、加えて、『袴田巌は無実だ』という書物を出したきっかけです。

3 冤罪と死刑執行

この10年ぐらいの間、私は、第二東京弁護士会の人権擁護委員会に所属しておりますけれども、その前は、環境保全委員会にも所属しておりました。しかし、どうしても2つの委員会に所属して活動することが多忙でできないので、人権擁護委員会だけにしました。この人権擁護委員会ではどういうわけか死刑制度廃止検討部会長にさせられて、仕方なしといいますかね、いろいろな行事、イベントを企画し開催しました。冤罪や死刑をテーマとした「BOX」や「約束」の映画を上映したり、宗教家雨森慶為と清瀬教会の門間幸枝氏をお呼びしたり、作家の伊佐さんや学者中央大学の北村泰三、本学の榎透教授を、それから映画監督、長塚洋さんを呼んできて「望むのは死刑ですか」の上映をしたり、プロボクサーである新田渉世さんや飯田覚士さんなどのいろいろな世界チャンピオンクラスの人たちにも来ていただいて、お話を伺いました。本学からも、榎先生からお話も頂いて、アメリカの連邦憲法裁判所の死刑に対する一連の判例も話していただきましたが、私が情宣活動もあまりしないので、参加者が少なく申し訳なく思いました。

しかし、ご存じのように、他の国々における現況とは異なり、わが国では死刑制度が存置しておりまして、われわれの部会でも日弁連全体の活動とともに、東京オリンピックまでは死刑制度をできるだけ廃止なり、執行停止するために頑張ろうと考えて行動しているところです。

ところが、そうした死刑制度と関連して最近非常に憂うべき事態が生ずるようになってきました。すなわち、今までは再審請求をしたとすれば、その判断がなされるまでは死刑執行をしないというルールが暗黙のうちにありました。ところが、上

川陽子法相の下で、昨年4人の人が執行されましたけれども、そのうちの3名は再審請求中の人々なのです。さらに1人は少年時代に死刑判決を受けたということです。そのような者の死刑執行は、ある意味では少年法の趣旨を損なう意味もある、そう考えるべき死刑執行でした。

そうすると、再審制度というのはどういう意味合いを持つかということについて 非常に疑問が出てくる。そもそも、後から出てきますけれども、飯塚事件でも確定 して2年ぐらいで、これは再審請求準備中だったわけですけれども、請求中でも死 刑が執行されてしまうと再審制度の意味がなくなる。制度としての存在が疑われる ということが起きてきたという話ですね。

これについては、まだ本格的な議論が弁護士会でもされていなくて、私たちの委員会でもあまりされていませんので、人権委員会の主催で、今年の7月には飯塚事件を素材に再審制度と再審請求者の死刑執行問題を取り上げて、どこに問題があるかを世に問いたいというふうにこう考えております。

急いでしゃべってきましたけれども、実は、これから流します飯塚事件のYou-Tubeの映像を流したいと思います。時間が24分ぐらいかかりますけれども、その後は $4\sim5$ 分で終わることにいたします。

【映像再生】

遅くなりましたけれど、最後にまとめの言葉をお話ししたいと思います。再審問題について、わが国の司法が先ほどの画像以上に腐敗しているということを指摘したいのです。非常に残念なことですけれど、本学で刑事訴訟法を担当されていた小出錞一先生もこの飯塚事件の福岡高裁の裁判長でした。結果は、原審の死刑判決相当という判断をしました。

しかし、その当時は、先ほどご紹介されておりましたDNA型鑑定、MCT118法の科学的な絶対性という神話があったので、小出裁判長もそうした科学的絶対性に拠らざるを得なかった、科学の呪縛を逃れることができなかったということができるかもしれません。

この事件については、現在再審請求がなされております。地裁では再審を認めないという判断が下されました。それから、今年の2月6日に、福岡高裁の即時抗告

審で、再審を認めないという判断が下されましたが、実は、驚くべきことがあります。この再審請求判断をするにあたりまして、信じがたい裁判体の構成がなされたのです。すなわち、確定審の福岡地裁で裁判官を務めて死刑判決を下した柴田寿宏裁判官が、この事件の再審即時抗告審でも結審時に裁判体を構成していたのです。つまり、事実審でもそうだし、再審の場でも死刑判決を下した同一の裁判官が裁判体の構成員、3人ですけれども、構成するという。それでも最高裁判所事務局はその判断に公平性があるというふうに言っているのです。しかし、こんなばかげたことはない。わが国の司法はその程度です。袴田事件の袴田巖、狭山事件の石川一雄さん等々、また、菊池事件の藤本松夫、飯塚事件の久間三千年さんなど、数多の冤罪事件で死刑台の露と消えた人たち人々を考えると、慚愧に絶えません。

イギリスの王立委員会をご存じの人もおられると思いますけれども、そうした再審の判断は、裁判所ではなくて第三評価機関がやるというようなことも、比較法上ほかの国では普通に見られるのに、なぜわが国ではこうしたことが普通に行われないのかな。このことをこの2月において痛感しました。飯塚事件は、当然特別抗告をするという話になりますけれど、皆さま方においてもこうした問題について多くの関心を持っていただきたいと思います。

誠に雑駁なお話にすぎませんでしたけれど、私は、定年というやむなき事情によって大学の職は去ることになりますけれども、馬齢を重ねてもこうした冤罪、再審というような問題について弁護士として何らかの貢献ができたらいいなという、こう思うところです。今まで皆さま方にはいろいろご指導ご鞭撻を頂きまして、無事定年退職を迎えることができましたし、この今村法律研究室からもいろいろなサポートなり、あるいは有益な活動の機会を頂いたことについて深く感謝をしたいと思います。以上です。

【追記】

この囲む会の後、特記すべき幾つかのニュースが届いた。

● 6月11日 袴田巌再審即時抗告請求事件につき,東京高裁(大島隆明裁判長)は,静岡 地裁の再審請求審の再審開始決定取消・再審請求棄却の不当,かつ,原決定の「死刑及び 拘置執行停止決定」は取り消さないとの論理一貫性に欠ける決定。

- 7月6日 上川陽子法相は、オウム真理教事件の麻原彰晃ら7名の死刑を執行した。 この中には、井上嘉浩のように再審請求中で、三者協議開催直後の者も含まれている。相 次ぐ死刑執行による再審請求権の重ねての無視と否定。
- ●7月11日 大津地裁(今井輝幸裁判長)は、滋賀県日野町で1984年、酒店経営の女性が 殺害されて金庫が奪われた「日野町事件」で、強盗殺人罪で無期懲役が確定し、服役中の 2011年に75歳で病死した阪原弘元受刑者の遺族が求めた第2次再審請求審で、再審開始決 定。死刑・無期判決が確定した事件で、死後に再審が認められたのは戦後初めて。

筆者は、最高裁第一小法廷が大阪医科大学鈴木廣一教授によるDNA型鑑定もどきに基づき、大阪高裁の無罪判決を破棄自判した事件につきWestlaw Japan社の判例コラム(第140号)に掲載。「犯人性を立証するための唯一の証拠が、現場資料について行われたDNA型鑑定である公然わいせつ被疑事件~変異精原細胞が出現したことの根拠もないのに、本件現場資料が混合資料である可能性を、合理的な疑いを差し挟む余地のないものとして排除できるか~(平成30年5月10日最高裁第一小法廷判決)」

https://www.westlawjapan.com/column-law/2018/180709-1/

【質疑応答】

司会: 先生どうもありがとうございました。先生は、弁護士登録から刑事弁護をご担当されるようになって、その中でさまざまな冤罪事件ですね。冤罪事件に関するご経験とか、あるいは実際に弁護団に加わって活動をなさったことを大変その経緯がよく分かりまして、大変勉強させていただきました。

さらに、最後には再審制度の問題で、これも再審中に死刑が執行されるということになるという、そういう問題が近年大変大きな問題として取り上げられてきているという中で、再審制度の意味が問われてきているということ。それから、もう一つは最後先生がおっしゃったように司法行政ですね。この官僚。これは前からいわれていることでありますけれども、司法行政の腐敗といいますか、劣化といいますか、司法の劣化というふうに、私はいいますけれども。

どうも、その機能自体が官僚化し、政府の政策の中に司法行政というものが取り込まれていって、その中で公正な裁判というもの。擁護すべき公正な裁判の仕組みが崩れつつあるというふうに私は強く感じました。どうもありがとうございました。

先生方からコメントなりご質問なりしていただければ幸いです。特にいろんな問題が

あると思いますのでどうぞご自由に質問いただければと思います。とりわけ刑事法のご 専攻の方もいらっしゃいますから。

フロア: 冤罪の事件のときにいつも思うんですけれども、先生は無罪だというふうに何か確信をされて弁護をされるのか、あるいは疑わしきは罰せず、疑問があれば冤罪事件あるいは再審事件を担当されるか、あるいは関心を持たれるのか。実務の方にいつも聞きたいと思うんですけれど。

矢澤: 今の質問は、弁護士会の倫理研修のときにも出される一番厄介な質問なんですね。 「あなたは被疑者、被告人が無罪だと信じて弁護するのですか。もしくは、実行行為をしたということも確信した上でそれでも無罪の弁護をするのですか。どちらですか」といって質問をされるんです。

いや、私はさっき言いましたように、自分でやっぱりきちんと先ほど言いましたように、 木も見て森も見て、あるいは、表も裏も見て、それでも自分が得心行かなければ無罪の弁 護をするだろうし、どうしてもそれが疑わしい場合には精神的な異常がないかとか、そう いう別のことも考えますけれども。

最終的にやはり、自分が実行行為もしたということについて反省もしているのであれば、 むしろ減刑を求めるとか、というようなことを私はすると思います。そういうふうにして います。

そのヒントとなり、手掛かりになるのはやっぱり、証拠が捏造(ねつぞう)される。捏造された証拠があったときには、やっぱり疑うべきかなと思いますね。たった25年しか弁護士をやってないのでその程度のことしか言えませんけれども。

フロア:司法の劣化というのはこれ、恐ろしくなってきたんですけれども、なぜそういう 方向に行ってしまったのか、何か社会的な原因とか理由は、どこにあるといえるのでしょ うか。

フロア:司法の劣化は始まったとしたら、いつ頃からどうやって始まって、ここに至っているのでしょうか。

矢澤:私は、それは、この今村法律研究室の産みの父である、今村力三郎が徹底的に叩いた、あるいは、叩いて撲滅しかった大逆事件のところにも原点があると思っています。この研究室が出版した『大逆事件と今村力三郎』でも指摘しましたが、幸徳秋水を大逆事件の首謀者にデッチ上げ絞首刑となし、わが国が社会主義に移行することを阻止し、戦争への道を開く、これが司法省の意図してきたこと、といってもそれを牛耳ってきたのは、判事ではなく検事ですからね。平沼騎一郎なんかはそうした大逆事件であの人たちを死刑台に送ったという功績で司法大臣にもなるし、総理大臣にもなる、首相になるわけですよ。

その足並みがずっと続いていると私は思います。

フロア: 私,外国のこと全く分からないんですけれど,政治権力と司法機関の間の距離感っていうのはやっぱ違うんですかね。日本では。

矢澤: それは、先ほどお名前出した榎教授とかの研究でも示されているように、いろいろ 国によって違うと思います。特に司法、法曹の養成もそうですけれども、司法制度につい ても司法と政治との明確な分離とか、というようなことは危機感を持っている国は実行し ている、実行してきたと思います。

フロア: 完全に門外漢なので、一市民的な素朴な疑問ですけれども。再審に関わる裁判官が、判事が、原審の判決をした人がまたそれをやると。普通に一般的な感覚でいうと、誤った判決を下した可能性がある人が再審にもう一回関わるという、この基本的な対応がまず信じられないですね。これは、そこには何のルールもなければ、そういう人事っていうのは誰がどういうふうに決める、どういうふうな形で決めているんですか。それは、現実的な問題として非常な違和感がありますよね。一般的な感覚でいうと。大変不思議に感じた次第ですけれども。どこまでお伺いいただけるか分かりませんけれど、よろしく。

矢澤:いや,まさしく普通の人,国民から見るとそんなことをしてないはずだと,あり得ないはずだと思うんですけれども,それが発覚して結審。今の事件であれば再審事件の即時抗告審の結審のときにその裁判官が関与していたってことが分かったときに,ようやく最高裁判所事務局は彼を福岡から那覇地裁かどこかに異動させるわけですけれども,それは最高裁判所の事務局が,あの飯塚事件で,要するに再審開始決定がなされるってことはもう国辱というか,自分たちに最悪な結果を招きたくないという,ただそれだけだと思います。

フロア:最高裁のプライドですか。

矢澤:はい。さっき話した、MCT118法の足利事件であの科学的神話の鑑定方法が崩れた。 ひょっとしたら飯塚事件も崩れたという。崩れることを私は知っていたと思いますよ。 さっき言ったように、血液型も変えたでしょう。AB型からB型のように。足利事件で鑑 定方法も同じ人が鑑定して、要するに、鑑定結果を正確に読めなかったかもしれない。

それをもう一回されるという話じゃないですか。だから、消そうという話になって。当然今までの再審、私の担当した多摩のコンクリート殺人事件でもほとんど血液が再利用させなくするような事態をつくり出すんですよね。血液の全てを消費したことにするんです。そういうことまでして自分たちが神話としていたDNA型鑑定が絶対であり、自分たちの判断が間違いなかったということを、要するにひっくり返されないような事態をつくる。これが最高検と最高裁判所事務局の専ら考えていることじゃないかなと思いますね。

これはもうだから、冤罪事件だけでないですね。ほかの同じようなケースにおいても、 大体最高裁が考えていることは同じですね。残念ながら。

フロア:ということは、最高裁判所事務局のやることや判断をコントロールする方法は、 それはもう立法的な組織がコントロールするしかないわけですね。

矢澤: そうですね。最近の国会を見てもああいう偽造と思われるデータ出しても、それも 再調査しないとか、とにかく規定方針を進めていけばいずれ国民は鳴かず飛ばずで黙りこ くる。私はそういうのが現在の日本の、少なくとも立法と司法の現状だと思いますね。皆 さんはどういうふうにお考えなのか、分らないです。無論、行政もその例外ではありませ ん。

フロア: ということは、柴田某かを知っている裁判官のいる裁判所にその再審が行ったのは偶然だった。意図的ではない?

矢澤:いや,呼んだんですよね。

フロア: それでいて、後でそれが発覚したら那覇に転任ですか。

矢澤: そうです。

フロア:出したというのは。

矢澤: だから、恐らく弁護人たちもそこを詳しく検討しなかったんじゃないかなと思うんです。私はなぜそれを知ったかというと、小出錞一さんが福岡高裁で裁判長をしたじゃないですか。そうなので、原審の一審の裁判官の名前を確認したわけですよ。何でその裁判官がまた再審の即時控訴審の段階で出てくるのです。これもう驚きでしたね。普通の人は信じがたいというか。仰天でした。

フロア:信じられないですね。

矢澤:自分で自分の判断した判決を間違いだということはしないでしょうね。しかし、私は、小出先生に関して言いますと、この大学に入職されるまでは何も事件の審理においてどのような判断をされたのかを知らなかったのです。けれども、DNA型鑑定の神話が崩れた結果として、小出裁判官は、名張毒ぶどう酒事件で再審決定の判断をしましたよね。

それから、先生から頂いた今年の年賀状を見ても、恐らく今回の即時抗告審でそれなりの事態の好転を望んでいるような雰囲気の文章でしたね。だから、こういう先生の立場からも非常に慚愧に堪えないような判断を裁判してしまったというのが分かりますよね。まして、久間さんは、すでに処刑されていますから。

私は、『再審と科学鑑定』という本で書いたんですけれど、科学は嘘をつくって。要するに、科学的な方法が真理であるということは、覆さない限りは正しいわけじゃない。足利事件でたまたまそれが判明したし、今回の袴田事件でも別の鑑定方法。DNA型鑑定方法

を筑波大学の本田克也先生が、ミトコンドリアDNA型鑑定とか、STR (Short Tandam Repeats) 法、選択的抽出法とかを採用することによって、もう今やMCT118法の鑑定っていうのはほとんど科学性、DNA型鑑定の正確性はないということはもうはっきりしているのです。

それをだから、弁護士たちが科学性を理解した上で戦わなきゃいけないと私は思いましたね。だから、極端なことを言いますと、六法全書は要らない。六法全書じゃないよね。まさしく今のようなDNA型鑑定のいろいろな判定方法の科学的な正確性を理解するという。その理由で、袴田事件などでも、理科系出身の弁護士たちがかなり頑張って仕事されているとは思います。

フロア: 先生,いろんな冤罪事件に関わられて非常に興味深いお話を伺わせていただいたんですけれども。DNA型鑑定というのは、今でも結構いろんな形で行われていますね。今日お話しになったMCT118法。

矢澤:MCT118法ですか。

フロア:これが問題があるということが明らかになったということで、ほかにもやっぱりこうDNA型鑑定ってのは、いろんな方式があるんでしょうか。

矢澤:あります。

フロア: それで、今でもこの問題になった鑑定っていうのは、もう今はもうそれ、問題があるから違う方法でやっているのでしょうか。それともいまだにやっぱりそれはそのまま使われているのでしょうか。

矢澤: MCT11法はもう使ってないと思いますね。非常に不正確です。さっき言いましたように、本田克也教授によれば、飯塚事件では、電気泳動実験のネガありましたよね。この中には、久間さんの形が出てこない。のみならず、もっとネガの広範囲のところを見ると、久間さん以外の人の型が出てくるということを、それをきちんと理解すればいいわけですけれど。現在では、もはや、こういう曖昧な判断といいますか、不鮮明な結論を出すようなDNA型鑑定ではありません。

それからもうわずかな、極端に言えば毛髪の0.5ミリ、それを増幅させて、不足している血液に代わるような、PCRというDNA増幅技術も開拓されて、そういう鑑定方法もできるようになっています。

フロア: 当時としては、それは一応信頼性があるものとして一般的に行われていた鑑定方法なんでしょうか。

矢澤:足利事件の当時はね。ただし、イギリスでジェフェリーとかいう人が開拓したこの DNA型鑑定の鑑定技術とか判定の能力を正しく科警研とかそういう鑑定をする人たちが

できたかというとそれは分かりません。

フロア: やっぱり, 裁判ではこうあえて, そこが出ないように切り取って裁判所に出してた。

矢澤:今でもです。

フロア:ということは、もう科警研の人たちも知っていたってことですか。

矢澤:ということを弁護士たちは言うんですよね。徳田弁護士は、優しい先生ですから工夫を凝らしたとか、そういう刺激的でない表現を使っておりますけれども、私から言うと隠蔽をしたとしか言いようがないですね。DNA型鑑定のネガを見れば久間さんは犯人ではあり得ない。それはやっぱり科学の力といいますかね。科学的な証明だと思いますけれど。あとは要らないじゃないかと思います。

フロア: ちょっとしたマニアックな疑問なんですけれども。最高裁で有罪が確定した事件についての証拠開示で、弁護士側が請求すると裁判所はどれくらい認めてくれるもんなんですかね。

矢澤:私が、再審のときですか。

フロア:はい。

矢澤:これはどうかな。再審で私が直接請求したということはないですね。ただし、先ほど東京拘置所から委任を受けた多摩川のコンクリート殺人のときには、とても良い書記官で、原審から全ての資料と証拠物の、写真ですね。それは利用してもいいですよと。ただし、膨大ですので、コピー機とかを持ち込むような経済力もないし、人力もないので、私はデジカメで。デジカメでその写真類を全部写して検討しました。ただし、先ほど言いましたように、裁判所は協力してくれるんですけれど、最高裁判所がその事件についてどういう判断をするか、また別ですからね。書記官は非常に好意的でしたが残念でした。

それから、証拠開示に関して言いますと、再審の場合には、どの再審事件もそうですけれど、裁判員制度が導入されて少し事情が変わってきましたけれども、検察側が非常に証拠開示には好意的でない。証拠の全面開示でないのです。仕方なしに少し出すだけです。だから、足利事件のような、あるいは布川事件のようにうまくいく場合には複数のテープが提出されて、それが継ぎはぎされてというようなことが分かる場合もあります。

しかし、それは提出してもらわないと分からない。まずどんな証拠があるか分からないわけです。標目は分かるときもあります。何々に関する写真とか。でも、その内容がどういうものかは分からない。今のMCT118法の電気泳動のネガでも、ネガと書いてあって分かるけれども、それがどの程度の全ての範囲をこう写したネガかどうか分からないじゃない。

そうすると、わが国の証拠開示は、アメリカ合衆国におけるような、民事でも刑事でも そうですけれど、証拠全部開示のシステムと全く異質で違いますね。米国の場合は、榎先 生もご存じのように、証拠を隠蔽するということ自体が犯罪ですので。

司会: そういう法律を作ることは可能なんだということは?

矢澤:日本では無理だと思います。現段階では。

司会:無理ですか。

矢澤:自分たちの国のことじゃないですか。

司会: そういうことに, でも, 政府には比較的熱心な人はいないですね。

矢澤:いないですね。

司会:皆無ですか。

矢澤: 今の文科省の問題や労働の問題を見てもそういう国になりつつあるんじゃないですかね。

フロア:ただ,死刑廃止に賛成している議員の人たちって結構おられる。

矢澤:いや、もう大勢おりません。

フロア:いらっしゃらないですか。

矢澤: 死刑廃止議員連も亀井静香さんがリタイアしてからはもうほとんど鳴かず飛ばずですね。なぜかというと、死刑廃止を訴えると選挙で勝てないみたいな。ただそれだけの理由です。でも、勉強会などには、ひそひそやってきて。福島瑞穂さんなんかは大っぴらにこう死刑廃止を力説しますけれども、公明党とかいう議員になりますと、「このことはオフレコで | みたいな。理由は次回当選できないかもしれないというのです。

フロア:結局、やっぱり死刑廃止の根拠ってやっぱ冤罪が一番大きいわけですよね。それだけじゃないとは思いますけれど。

矢澤: いや, 冤罪だけじゃなくて, ヨーロッパの場合はたとえ殺人者であっても人的な取り扱い, 処遇をしています。

フロア:残虐な刑罰っていう理由もその一つ。

矢澤:人的な何ていうかな。こう資源。たとえ誤って人を殺したとしても,死刑をすることによってその人々の命を奪うことは人的な資源を損なうと。ですから,ヨーロッパの場合には死刑という汚名を着せられたような時代とは違って,週末になると家族のところへ帰ったり,それから,刑務所の中ではワープロで学習をしたり,インターネットで勉強をしたりという,そういう状況ですよね。

フロア:ということは、冤罪ってやっぱり、先ほどケースがほんとに冤罪だとするともう取り返しがつかないわけですよね。ところが今の、先生がお話しになっているようなこと

だと、要するにその人が犯人であることがもう確かだとしても、死刑はしないということになると、やっぱり被害者感情とどうしてもぶつかる問題ですよね。

矢澤:いや、もう今はそういうことを聞かないですね。

フロア: だから、日本でやっぱり被害者感情が、そこが残るからなかなか死刑廃止っていうふうにいかないんだと思うのですけれども、ヨーロッパとかではそこはどうなんですか。 私は不案内なので。

矢澤: ヨーロッパの現況ですか。さっきちょっと触れたのですけれども、わが国の場合は 裁判員制度が作ったときに、被害者の、複数の場合もありますけれど、裁判員の前で自分 の意見を述べるじゃないですか。「ぜひ極刑にしてほしい」と。私が先ほどお話ししたよ うに、国民の代表者である検察官がいながら、なおかつ被害者の意見が公判廷で説かれる ということはますます極刑に近い判決が出ることが懸念されるわけです。だから、ヨーロ ッパでは先ほど言いました。もう現在では被害者はもちろん悔しいとか悲しいとかいう、 いるかもしれませんけれど、日本の比ではないですね。

アメリカ合衆国でも諸州の状況を見ると、被害者の人たちが死刑廃止を訴えたりしていますからね。ちょっと事情が。ちょっとじゃなくて、日本とまるで違うと思います。それからお隣の韓国でももう今は死刑執行をしていませんので。日本という、嫌な言い方ですけれど、日本とか北朝鮮とか中国とか、何か似たような顔をして、同じようなことをやっているなというふうに。お互いに人権が何か確保されてないみたいなことを言っているじゃないですか。身勝手、人権感覚に乏しい、妙な考え方の持ち主たちだなと思いますけれどね。今は、要らないことをしゃべりましたけれど。

司会:大変興味あるお話で大変勉強になりました。矢澤先生,今日はどうもありがとうご ざいました。(拍手)